

舟形町有償インターンシップ受入れ支援事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 町内所在企業又は近隣市町村所在企業（以下、「地元企業」という。）の採用活動及び若年者の就転職等の活動を支援するため、若年者を就労体験として一定期間有償でのインターンシップ受入れを行った地元企業に対して、舟形町補助金等交付規則(平成19年3月規則第3号。以下、「規則」という。)及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「有償インターンシップ」とは、賃金を支払い、就労体験として10日間以上実践的な業務に若年者を従事させるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれかに該当する企業で、次項に定める者を有償インターンシップとして受け入れる企業とする。

- (1) 新庄横根山工業団地又は新庄中核工業団地に事業所を有する企業
- (2) 期間の定めのない労働契約を締結した従業員（以下、「正社員」という。）の数が21人以上であり、過去5年において正社員の採用募集を複数年行っている企業
- (3) その他町長が認める企業

2 18歳以上35歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 町内に住居を有する者
- (2) 町内に住居を有する3親等以内の親族がいる者
- (3) その他町長が認める者

3 前2項の規定によらず、町内に所在する企業は、18歳以上35歳未満の者を有償インターンシップとして受け入れた場合に補助対象となるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、有償インターンシップに係る1時間当たりの賃金の額の2分の1の額に実労働時間数を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、1企業者につき1年度当たり118,000円を限度とする。

(承認申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、有償インターンシップ受入れを開始した日から起算して10日を経過する日までに承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付

して町長に提出しなければならない。

- (1) 有償インターンシップ採用者一覧(様式第2号)
 - (2) 有償インターンシップ採用者の履歴書の写し
 - (3) 雇用契約書の写し
 - (4) 有償インターンシップ採用者の在学証明証又は学生証の写し(ただし、在学していない場合は省略可能)
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (承認の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合はこれを審査し、適当と認めるときは、承認書(様式第3号)により通知するものとする。

(承認の取消)

第7条 町長は、前条の承認の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正行為により承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、承認を取り消すことが適当と町長が認めるとき。

(交付申請)

第8条 第6条の承認の決定を受けた者は、有償インターンシップを終了した日又は支払った賃金の2分の1の額が第4条に規定する補助上限額を超えた日から起算して10日以内に交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 有償インターンシップ採用者一覧(様式第2号)
- (2) 交付申請額計算書(様式第5号)
- (3) 有償インターンシップ採用者の月ごとの勤務時間が分かる書類
- (4) 賃金受領書(様式第6号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、実績報告書及び補助金請求書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第9条 有償インターンシップとして受け入れた若年者の賃金について、他の地方公共団体から助成を受ける場合は、当該若年者の賃金は補助対象外とする。

(交付決定)

第10条 町長は、第8条の規定による申請があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付の取消）

第11条 交付の取り消しについては、第7条の規定を準用する。なお、この場合、第7条中、「承認」とあるものは「交付」と読み替えるものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第8条第1項に規定する期日は、交付決定通知書受領の日から10日を経過する日とする。

2 補助事業者は、規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、前項に規定する期日までに交付申請取下げ届出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、第10条に規定する交付決定を行った日の翌月末までに補助金を交付するものとする。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月4日から施行する。